

# 建築確認申請書の書き方

株式会社 住宅性能評価センター

平成22年9月版

# 確認申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

株式会社 住宅性能評価センター  
代表取締役 田野邊幸裕 様

事前相談申請時には未記入で提出し、補正完了時に日付を記入してください。

申請者氏名 平成 22 年 9 月 22 日  
株式会社 SHC工務店  
代表取締役 住宅 一郎 印

設計者氏名 設計 太郎 印

建築主名を記入してください。法人、団体等の場合はその代表職名および代表者氏名を記入してください。また、建築主が複数の場合は全員の氏名を記入し、それぞれに押印をしてください。

手数料欄			
受付欄	消防関係同意欄	決裁欄	確認番号欄
平成 年 月 日			平成 年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 カブシカイシャ エイチシーコムテン タクホウリシマリヤク ジュウタクイロウ  
 【ロ. 氏名】 株式会社 SHC工務店 代表取締役 住宅 一郎  
 【ハ. 郵便番号】 000-0000  
 【ニ. 住所】 東京都新宿区新宿1-7-1  
 【ホ. 電話番号】 03-0000-0000

建築主が複数の場合は代表の1名を記入し、他の建築主は別紙【他の建築主】に記入してください。

【2. 代理者】

【イ. 資格】 ( 1級 ) 建築士( 国土交通大臣 ) 登録第 0000000 号  
 【ロ. 氏名】  
 【ハ. 建築士事務所名】 ( 1級 ) 建築士事務所( 東京都 ) 知事登録第 00000 号  
 【ニ. 郵便番号】  
 【ホ. 所在地】  
 【ハ. 電話番号】

建築主が確認申請を直接申請しない場合に記入してください。また、その場合は委任状が必要になります。

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士( ) 登録第 号  
 【ロ. 氏名】  
 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所( ) 知事登録第 号  
 【ニ. 郵便番号】  
 【ホ. 所在地】  
 【ハ. 電話番号】  
 【ト. 作成又は確認した設計図書】

代表となる設計者及び申請建築物に係わる全ての設計者を記入してください。  
 建築士事務所が不要で記入しない場合は、事務所名の欄に『なし』を記入してください。

(その他の設計者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士( ) 登録第 号  
 【ロ. 氏名】  
 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所( ) 知事登録第 号  
 【ニ. 郵便番号】  
 【ホ. 所在地】  
 【ハ. 電話番号】  
 【ト. 作成又は確認した設計図書】

その他の設計者・監理者等の記入欄は、その他の方がいない場合でも記入欄を削除しないで下さい。

【イ. 資格】 ( ) 建築士( ) 登録第 号  
 【ロ. 氏名】  
 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所( ) 知事登録第 号  
 【ニ. 郵便番号】  
 【ホ. 所在地】  
 【ハ. 電話番号】  
 【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士( ) 登録第 号  
 【ロ. 氏名】  
 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所( ) 知事登録第 号  
 【ニ. 郵便番号】  
 【ホ. 所在地】  
 【ハ. 電話番号】  
 【ト. 作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ.氏名】

【ロ.資格】 構造設計一級建築士交付 第 号

建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ.氏名】

【ロ.資格】 構造設計一級建築士交付 第 号

建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ.氏名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付 第 号

【イ.氏名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付 第 号

【イ.氏名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付 第 号

建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ.氏名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付 第 号

【イ.氏名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付 第 号

【イ.氏名】

【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付 第 号

---

#### 【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ.氏名】

【ロ.勤務先】

【ハ.郵便番号】

【ニ.所在地】

【ホ.電話番号】

【ヘ.登録番号】

【ト.意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ.氏名】

【ロ.勤務先】

【ハ.郵便番号】

【ニ.所在地】

【ホ.電話番号】

【ヘ.登録番号】

【ト.意見を聴いた設計図書】

【イ.氏名】

【ロ.勤務先】

【ハ.郵便番号】

【ニ.所在地】

【ホ.電話番号】

【ヘ.登録番号】

【ト.意見を聴いた設計図書】

【イ.氏名】

【ロ.勤務先】

【ハ.郵便番号】

【ニ.所在地】

【ホ.電話番号】

【ヘ.登録番号】

【ト.意見を聴いた設計図書】

代表となる建築設備に関し意見を聴いた者及び申請建築物に係わる全ての建築設備に関し意見を聴いた者を記入してください。  
(2階建ての木造住宅の場合、一般的には記入しません。)

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ヘ. 電話番号】  
【ト. 工事と照合する設計図書】

(その他の工事監理者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ヘ. 電話番号】  
【ト. 工事と照合する設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ヘ. 電話番号】  
【ト. 工事と照合する設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ヘ. 電話番号】  
【ト. 工事と照合する設計図書】

代表となる工事監理者及び申請建築物に係る全ての工事監理者を記入してください。  
工事監理者が決まっていない場合は氏名欄に『未定』を記入してください。  
(未定のままでは着工出来ません。決まり次第届出をしてください。)

施工者が決まっていない場合は氏名欄に『未定』を記入してください。  
未定の場合は決まり次第届出をしてください。

建築物の名称または工事名称を記入してください。

【6. 工事施工者】

【イ. 氏名】  
【ロ. 営業所名】 建設業の許可 ( ) 第 号

【ハ. 郵便番号】  
【ニ. 所在地】  
【ホ. 電話番号】

【7. 備考】

【申請状況】 性能評価 工事仕様書購入 適合証明( 買取型 / 保証型 ) 瑕疵保険

確認申請以外で当社に申請する手続きがある場合には記入をお願いします。



【二．建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無

【ホ．適用があるときは、特例の区分】

道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限

天空率の適用の有無及び、適用する斜線制限についてチェックをして下さい。

【14．許可・認定等】

【15．工事着手予定年月日】平成 年 月 日

開発許可、都計法53条許可等その他の許可・認定を取得している場合にその名称・番号・年月日を記入してください。また、その許可書等の写しを添付してください。

【16．工事完了予定年月日】平成 年 月 日

回数を忘れずに記入してください。

【17．特定工程工事終了予定年月日】 ( 特定工程 )  
( 第 回 ) 平成 年 月 日 ( )  
( 第 回 ) 平成 年 月 日 ( )  
( 第 回 ) 平成 年 月 日 ( )

建築地の管轄行政により中間検査（特定工程）の必要となる対象建築物及び特定工程の時期・名称が異なります。ご確認の上記入してください。

【18．その他必要な事】

【19．備考】

・狭あい協議等がある場合は、協議の番号・年月日を記入してください。  
・中間検査（特定工程）を省略する場合は、その省略できる理由を記入してください。  
・10㎡以下でカウントされない建築物がある場合はその物と面積・高さを記入してください。

計画変更申請の場合は、変更の概要を記入してください。（概要書の同欄も同様）

申請書第三面の記載内容は概要書の二面に反映します。訂正等が発生した場合は概要書の訂正も忘れずをお願いいたします。

(第四面)

建築物別概要

【1.番号】

申請建築物毎(棟ごと)の番号となります。(2棟同時申請の場合は四面が2枚となり番号は『1』と『2』になります。)また、10㎡以下建築物は第四面、第五面は不要です。

【2.用途】(区分) )  
(区分) )  
(区分) )  
(区分) )  
(区分) )

【3.工事種別】 申請建築物に対しての判断をしてくださ  
新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【4.構造】 造 一部 造

【5.耐火建築物】

「耐火建築物」「準耐火建築物(イ-1)」「準耐火建築物(イ-2)」「準耐火建築物(ロ-1)」「準耐火建築物(ロ-1)」「その他」のいずれかを記入してください。  
【記入忘れが大変多いです。注意して下さい。】

【6.階数】

【イ.地階を除く階数】 階

【ロ.地階の階数】 階

【ハ.昇降機塔等の階の数】 階

【ニ.地階の倉庫等の階の数】 階

建築面積の1/8以下のペントハウス、地下倉庫などの階数に算入されない階がある場合は記入してください。

【7.高さ】

【イ.最高の高さ】 m

【ロ.最高の軒の高さ】 m

建物の高さは、平均地盤面からの高さを記入してください。(単位:m)

【8.建築設備の種類】

【9.確認の特例】

【イ.建築基準法第6条の3第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無

【ロ.適用があるときは、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

第 号

【ハ.建築基準法施行令第10条第1号又は第2号に掲げる建築物に該当するときは、当該認定型式の認定番号】

第 号

【ニ.建築基準法第68条の20第1項に掲げる認証型式部材等に該当するときは、当該認証番号】

第 号

【10.床面積】 (申請部分)(申請以外の部分)(合計)

【イ.階別】 (階)( ) ( ) ( ) (㎡)

(階)( ) ( ) ( ) (㎡)

(階)( ) ( ) ( ) ( )

(階)( ) ( ) ( ) ( )

(階)( ) ( ) ( ) ( )

(階)( ) ( ) ( ) ( )

【ロ.合計】 ( ) ( ) ( ) (㎡)

各階ごとの申請面積を記入してください。  
(記入は上から階数の高い順に記入してください。)

【11.屋根】

【12.外壁】

各々の仕様を記入してください。防火、準耐火、耐火構造が要求されている場合は、認定番号まで記入してください。

【13.軒裏】

【14.居室の床の高さ】 mm

【15.便所の種類】

『水洗』『くみ取り』のどちらかを記入してください。

【16.その他必要な事項】

【17.備考】

住宅用火災警報器を設置する場合は『住宅用火災警報器設置』を記入してください。  
(警報機と報知器の記入間違いが多いです。注意して下さい。)



(第五面)

建築物の階別概要

第四面の1欄と同様です。

【1. 番号】	
【2. 階】	▲ 階 地上階は「1F」「2F」地階は「B1」PHは「P1」と記入してください。
【3. 柱の小径】	mm ← 在来木造の場合のみ記入してください。(単位: mm)
【4. 横架材間の垂直距離】	mm ←
【5. 階の高さ】	mm
【6. 居室の天井の高さ】	mm ← 各階の各居室の中で最も低い天井高さを記入してください。(単位: mm)
【7. 用途別床面積】	
	( 用途の区分 )( 具体的な用途の名称 )( 床面積 )
【イ.】	( ) ( ) ( m <sup>2</sup> )
【ロ.】	( ) ( ) ( m <sup>2</sup> )
【ハ.】	( ) ( ) ( m <sup>2</sup> )
【ニ.】	( ) ( ) ( )
【ホ.】	( ) ( ) ( )
【ヘ.】	( ) ( ) ( )
【8. その他必要な事項】	
【9. 備考】	

各階ごとの具体的な用途別で記入してください。(一戸建て住宅で一部に車庫がある場合は、分けて記入してください。)

「08490 自動車車庫」  
「08500 自転車駐輪場」  
「08520 倉庫業を営まない倉庫」  
「08470 事務所」

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】	
【2. 階】	階
【3. 柱の小径】	mm
【4. 横架材間の垂直距離】	mm
【5. 階の高さ】	mm
【6. 居室の天井の高さ】	mm
【7. 用途別床面積】	
	( 用途の区分 )( 具体的な用途の名称 )( 床面積 )
【イ.】	( ) ( ) ( m <sup>2</sup> )
【ロ.】	( ) ( ) ( m <sup>2</sup> )
【ハ.】	( ) ( ) ( m <sup>2</sup> )
【ニ.】	( ) ( ) ( m <sup>2</sup> )
【ホ.】	( ) ( ) ( m <sup>2</sup> )
【ヘ.】	( ) ( ) ( m <sup>2</sup> )
【8. その他必要な事項】	
【9. 備考】	

階の高さは、最上階の場合は記入する必要はありません。